

## 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する道路橋りょうや上・下水道などの社会資本の整備は、高度経済成長期の発展とともに昭和40年代後半から加速した背景があり、現在、多くの社会資本が改築期を迎えています。

社会資本は、生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収の減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災対策の強化は言うに及ばず、社会資本の計画的修繕や改築さえ進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化により補修が必要な橋は全国におよそ6万基あり、そのうちの約89%が厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かりました。

よって、国におかれましては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策など防災・減災のための事業について、地域経済活性化を促す地元業者優先発注の生活密着型公共事業として重点的な予算配分を行うとともに地方負担額の軽減措置を講じ、具体的には、橋りょう等道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、老朽化した上・下水道などの社会資本の更新や維持補修、防災拠点となる庁舎などの耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度を拡充するほか、交付対象事業の範囲拡大など財政支援を拡充するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月25日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣